

## 「高額介護(予防)サービス費等給付に係る口座変更届」記入要領

### 1. この届出書について

以前、高額介護（予防）サービス費等支給申請書を提出した方で、申請した振込口座を変更するための届出です。ただし、被保険者本人が死亡したときは、「介護保険 給付等に係る支給申請者変更届」を提出してください。

### 2. 「申請者」について

申請者は、被保険者本人です。申請者欄の押印はみとめ印を使用できます。本人が成年後見、または代理権付の保佐、補助（成年後見等）を受けているときは、本人の押印は不要です。本人の氏名、住所等は記入してください。

### 3. 「届出をされた方」について

被保険者本人以外が提出するときは、記入してください。  
本人が成年後見等を受けているときは、成年後見人等の住所、氏名、押印をお願いします。

### 4. 「変更後の口座」について

被保険者本人名義の口座を記入してください。  
本人以外の口座に振り込むときは、「委任状」と一緒に提出してください。

### 5. 添付書類について

- ①被保険者本人が成年後見を受けているとき  
登記事項証明書の写しを添付してください。
  
- ②被保険者本人が代理権付の保佐または補助を受けているとき  
登記事項証明書の写しと代理権に介護保険関係の手続きが含まれていることが分かる証明書の写しを添付してください。